

## 重要海域抽出の基本コンセプト（案）

### 1. 背景

生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に行うためには、重要度の高い場所を抽出して施策を重点的に展開することが有効であり、生物多様性条約（CBD）の条文（1992年）には、締約国が取り組むべき事項として「生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定」することなどが挙げられている（条約第7条(a)）<sup>1</sup>。また、同条約の第9回締約国会議（COP9）では、「生態学的あるいは生物学的に重要な海域（EBSA）」を抽出するための科学的基準が具体的に示された。

我が国においても、生物多様性の保全上重要度の高い海域（重要海域）の抽出を行うことが、海洋基本計画（平成20年閣議決定）<sup>2</sup>及び生物多様性国家戦略2010（平成22年閣議決定）<sup>3</sup>において示され、これを受けて、海洋生物多様性保全戦略（平成23年環境省決定、以下「海洋保全戦略」という）に、重要海域の抽出の基本的な考え方や方向性が具体的に示されたところである。

### 2. 目的

我が国周辺海域における生物多様性の保全上重要度の高い海域を明らかにし、予防的視点から効果的な保全を進め、もって海洋生物多様性の保全の推進と持続可能な利用に資することを目的とする。

<sup>1</sup> 第7条（特定及び監視） 締約国は、可能な限り、かつ適当な場合には、特に次条から第10条までの規定を実施するため、次のことを行う。(a)附属書Iに列記する区分を考慮して、生物多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定する。（後略）

附属書I 特定及び監視 1生態系及び生息地 高い多様性を有するもの、固有のもしくは脅威にさらされた種を多く有するもの又は原生地域を有するもの／移動性の種が必要とするもの／社会的、経済的、文化的又は科学的に重要であるもの／代表的であるもの、特異なもの又は重要な進化上その他生物学上の過程に関係しているもの

<sup>2</sup> 「生物多様性の確保を効果的に実施するためには、重要な海域において重点的に対策を講じることが有効である。そのため、各種調査により得られた自然環境情報を収集・整理し、これに基づき、生物多様性を確保する上で重要な海域等を特定した上で、生態系の特性に応じ、生物多様性を確保するための行動計画を策定する。」（海洋基本計画第2部2(1)）

<sup>3</sup> 「海流、気候、地理的条件などをもとに海洋生態系の地域区分を行い、区分ごとの典型的な特徴を持つ干潟、藻場、サンゴ礁をはじめ、野生生物の生息や繁殖にとって重要な海域などに着目して、生物多様性の観点から重要な海域を抽出します。また、それらの重要な海域の保全状況をもとに、保護の強化が必要な海域がどの程度存在するか明らかにします。」（生物多様性国家戦略2010第2部第1章第9節）

### 3. 基本原則

重要海域の抽出は、海洋保全戦略に示された方向性に基づき、以下の原則を基本とする。

#### (1) 生態学的・生物学的な観点から抽出する

- 社会的、経済的、文化的な重要性ではなく、生物多様性保全の観点から生態学的・生物学的な重要性に基づいて抽出する
- 重要性の判断にあたり、人為的な負荷要因による劣化や消滅等の危機の程度は考慮しない

#### (2) 科学的・客観的に抽出する

- 入手できる既存の科学的なデータをもとにして抽出する
- 生態学・生物学的な観点から既に国内外で認知された基準等を踏まえて重要性を客観的に判断する

#### (3) 保全施策に活用しやすい形で抽出する

- 主として領海（内水を含む。ただし陸域を除く（注1）。）及び排他的経済水域（EEZ）内の我が国が管轄権を行使できる海域を対象とする（注2）
- 適切なスケールで、一定の区域をもって抽出する（注3）

（注1）原則として最高潮位線を対象範囲とする。ただし、種の利用場所などに応じて例外をもうけることはあり得る。

（注2）大陸棚の延長が大陸棚の限界に関する委員会において認められた場合は、対象範囲の修正を検討するものとする

（注3）抽出した区域は、そのまま規制等を含む保全施策（海洋保護区など）を行う対象になるものではない

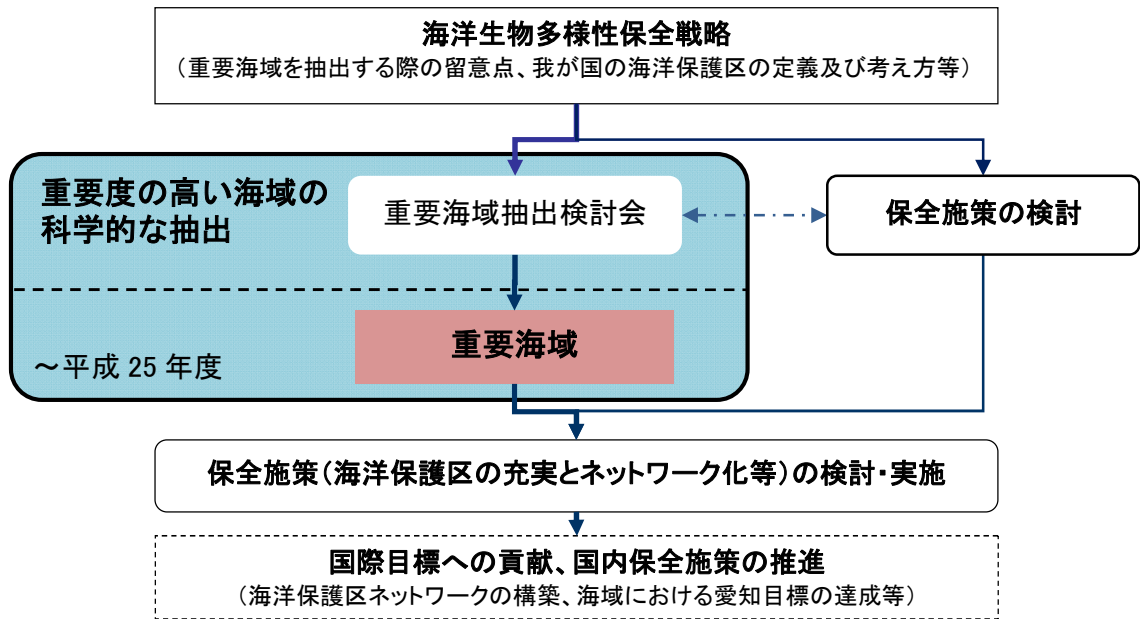


図1 重要海域抽出から保全施策の推進に至るプロセスの全体像（イメージ）

## 4. 重要海域の用途

海洋保全戦略では、抽出された重要海域の用途として、次の四通りの保全施策への活用が示されている。

### (1) 海洋保護区の充実とネットワーク化の推進

- ・ 重要度の高い海域を把握した上で、保護・管理の必要性と目的を勘案し、海洋保護区を適切に配置することが重要である（第5章4.）。
- ・ 生物多様性保全上重要度の高い海域とそれらの海域の保護・管理の必要性を明らかにしつつ、必要に応じて我が国の数値目標の設定を検討することも重要である（第5章4.）。
- ・ 大きな空間スケールにおいても、適切な制度を活用した海洋保護区の効果的配置が重要であり、重要海域の抽出とともに、既存の保護区の分布状況を把握した上で、そのネットワークのあり方を検討し形成していく（第5章4.）。

### (2) 地球温暖化など（注）により予測される影響への適応

サンゴ礁などの沿岸や島嶼の生態系について、気候変動に対する脆弱性が高いと言われているため、（中略）特に重要な海域を選定した上で、その他の人為的圧力を軽減するなど、効果的かつ順応的な保全管理を推進していく（第5章2.）。

（注）地球温暖化に伴う海水温の上昇、海面上昇や海流の変化、海洋酸性化や地球温暖化対策として試みられる地球環境の意図的な操作等が生態系や生物資源に与える影響（第5章2.）

### (3) 外洋域における適切な管理と環境配慮

外洋域の船舶航行、廃棄物海洋投入処分、沖合漁業及び資源・エネルギー開発等の利用活動については、生物多様性の保全上重要な海域の保全を図ることを踏まえたうえで、適切な管理と環境配慮が重要（第5章3.）。

### (4) 社会的な理解及び多様な主体の参加の促進

生物多様性の保全上重要度の高い海域や、希少な海洋生物の種等に関する情報を整備することは、海洋の生物多様性の重要性が社会的に広く認識されるためにも有効（第5章5.）。

## 5. 重要海域抽出の作業計画

3年間で確実に抽出を行うために、以下の作業計画（図2）に沿って、検討会と並行してGISデータやソフトウェアによる解析作業などを行う。

1年目の本年度は抽出の枠組や方針を固める年、平成24年度は作業を実施する年、そして平成25年度は作業実施及びとりまとめの年という位置づけである。なお、作業の中に、専門家等からの意見聴取の機会を設ける。

なお、重要海域抽出検討会と同時に、有効な保全施策の一つとして、海洋保護区ネットワークに関する情報収集や検討、海洋保護区の設定推進・管理の充実に関する情報収集・検討についても、検討会と同時並行に作業をすすめ、必要に応じて検討会に情報をインプットすることとする。

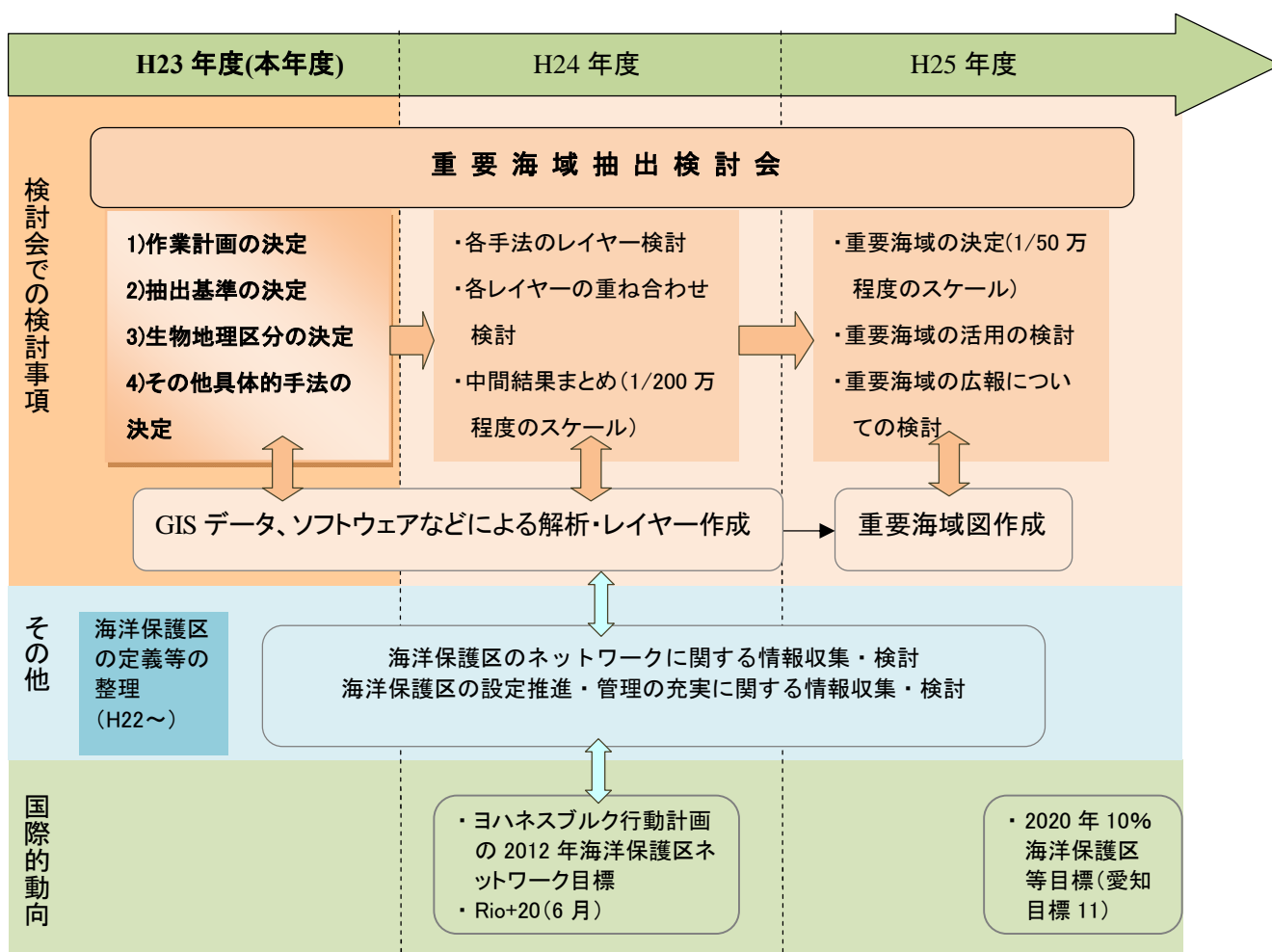


図2 H23年度からH25年度までの作業計画(案)